成制度について

際の医療費のうち『保険診療分の自己負担金』に ついて助成をします。 お子さまが病気やケガで医療機関等を受診した

助成対象者

歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の児童 助成対象期間 上三川町に住所のある、中学校3年生まで(15

(または転出日の前日まで) 助成対象となる医療費 出生日(または転入日)から中学校3年生まで 保険診療が適用された医療費の自己負担金

※保険適用でない予防接種や証明料等、入院時

を受けられる医療費は対象外です。 で日本スポーツ振興センターの災害共済給付 の食事療養費、学校管理下で発生したケガ等

※高額療養費や付加給付(保険組合により異な ります)に該当した場合、 差し引いて助成します。 給付を受けた額を

助成の流れ

栃木県内の医療機関等を受診する場合(現物給

口での支払いがなくなります。 ることで、保険診療分の自己負担金について、窓 受給資格証と児童の健康保険証を窓口で提示す

栃木県外の医療機関等を受診する場合や、受給 資格証の提示をしなかった場合(償還払い)

> ださい。その後、診療日の翌月1日から1年以内 い(1年を経過すると、申請できません)。 に福祉課(窓口または郵送)に申請をしてくださ 窓口にて保険診療分の自己負担金をお支払いく

【必要なもの(窓口での申請)】

- 児童医療費助成申請書
- 医療機関等で発行した領収書
- …受診者名、保険点数(保険診療金額)、負担 割合、診療科目、入院・外来の別が記載され ているもの。

載欄があります)。 険診療分の証明が必要です(助成申請書に記 右記領収書がない場合、医療機関等による保

- 受給資格証
- 児童の健康保険証
- 受給資格者名義の口座番号がわかるもの 通帳等)
- ・印かん
- ※その他、別途書類が必要になる場合があります 付加給付の支給決定通知書等)。 (限度額適用認定証のコピー、高額療養費及び

助成金の支払い

振り込みいたします 日祝日の場合は翌営業日)に受給資格者の口座に 毎月月末までの受付分を、その翌月の25日(十

※助成額の決定通知書等は発行いたしませんの 通帳記帳にてご確認ください

●登録手続きについて

課窓口にて手続きをしてください。 たとき等に、受給資格証を交付します。 お子さまが生まれたときや上三川町に転入され 住民生活

【必要なもの】

- ・児童の健康保険証
- 印かん

◇受給資格証の色◇

小学生~中学生	0歳~未就学児	児童の年齢
ベージュ色	ピンク色	受給資格証の色

◇受給資格証例◇

		児	童	医療費受給資格証	
公	費	番	号		
受	給 :	者 番	号		
受資	氏		名	上三川 太郎 男	
格 給 者	住		所	栃木県河内郡上三川町 しらさぎ一丁目1番地	
児	氏		名	上三川 花子 女	
	生	年月	\Box	平成×年×月×日	
童	住		所	栃木県河内郡上三川町 しらさぎ一丁目1番地	
DO	被氏	保険	者名	上三川 太郎	
λ	12	号 番	号	0000 000	
保	保名	険	者称	12345678 ××××健康保険組合	
険	保所	険 者 在	の地		
受	給 対 象		未就学児 <u>栃木県内</u> の医療機関等現物給付		
		平成 27 年 4 月 1 日 から 平成 ○ 年 3 月 31 日 まで			

〜整骨院・接骨院で柔道整復師の施術を受けるとき〜 **医療費適正化のため、正しい受診にご協力をお願いします!**

女三角でもで つ さて amistr the field feet gallery that joy per fail gallery than the field feet gallery than the fail feet gallery than the feet gallery than the fail feet gallery than the

場合があります。よって国民健康保険が使える場合と使えない師が施術する施設です。負傷原因や症状等に整骨院や接骨院は国家資格を持つ柔道整復

○国民健康保険が使える場合

- 外傷性のねんざ、打撲、肉離れなど
- が必要です) ・骨折、脱臼(応急手当を除き、医師の同意

○国民健康保険が使えない場合

- ・単なる疲れや肩こり、筋肉痛
- 内科的疾患による痛みやこり
- から給付になります)仕事中や通勤途中に起きた負傷(労災保険

〜施術を受けるときの注意〜

○負傷原因を正確に伝えてください。

しく伝えましょう。は使えません。何が原因で負傷したのかを正は使えません。何が原因で負傷したのかを正外傷性の負傷でない場合は、国民健康保険



○医療機関との重複受診はできません。

ります。
ります。
ります。
のは柔道整復師の施術料は全額自己負担とないで受けることはできません。その場合、原則を受けることはできません。その場合、原則復師による施術と医療機関での治療を重複していて、同時期に柔道整

○療養費支給申請書は必ず自分で署名しま

必要です。)

のでやむを得ず代筆してもらった場合は押印もでやむを得ず代筆してもらった場合は押印もす。申請書の内容を確認し、必ず自分で署名す。申請書の内容を確認し、必ず自分で署名が、申請書は、思者さんが柔道整復

○施術が長期にわたる場合、医師の診断を受

ますので、医師の診断を受けてください。は、負傷が原因でなく内科的要因も考えられ長期間施術を受けても痛みが続く場合に

▼問い合わせ先 保険課 国保年金係 (56) 9134

●受給資格証の内容に変更があったとき、紛失・●受給資格証の内容に変更があったとき、紛失・

【必要なもの】

- ・児童の健康保険証
- · 印かん
- ・受給資格証(手元にある場合
- ●その他、ご不明な点がございましたら左記まで
- 例
- ず医療費を10割(100%)自己負担した・健康保険証を持たずに受診し、保険が適用され
- 用眼鏡を作った弱視、斜視、先天性白内障術後屈折矯正の治療
- コルセット等の治療用装具を作った

▼問い合わせ先=

福祉課 子ども・子育て係



【花粉症対策】外出時は帽子・メガネ・マスクなどを身につけて花粉が目や鼻に入らないように。